

エキストラのバイト募集、オーディションを口実に消費者を呼び寄せ、レッスン契約を締結していた事業者に対し9か月の一部業務停止命令

本日、東京都はエキストラのバイト募集、オーディションを口実に消費者を呼び寄せ、レッスンを受ければエキストラのアルバイト等の収入が得られると自らの運営する音楽及び芸能タレントスクールのレッスン受講契約を勧誘する「業務提供誘引販売取引」(※)を行う事業者に対し、特定商取引に関する法律に基づき、9か月の業務の一部停止を命じました。

(※)「業務提供誘引販売取引」とは「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引のことをいいます。

事業者の概要

- 事業者名
株式会社アイピーシー
- 代表取締役
小菅 千恵子
- 本店所在地
東京都杉並区高井戸東
三丁目10番9号
- 業務内容
音楽及び芸能タレント
スクールの経営



<勧誘の流れ>

① 消費者がアルバイト募集サイトを通じ、事業者のエキストラバイトに申込み。

② 事務所に登録に行くと、「ちょうど今オーディションをやっている」等というオーディションを受けるよう勧められる。

③ オーディション結果を聞きに事務所に行くと、「レッスン代の元がとれるくらい、仕事を紹介する。」等と嘘が告げられ、レッスン受講契約の勧誘を受ける。

事業者に関する都内の相談の概要（平成29年12月20日現在）

契約者平均年齢	平均契約額	年度別相談件数					合計
		25	26	27	28	29	
約29歳 (18歳～59歳)	約38万円 (最高70万円)	2件	11件	9件	21件	21件	64件

— 消費者の方へ —

●本来の目的と違う内容の契約を勧められたら要注意！！

アルバイトをするだけ、オーディションを受けるだけのつもりで事務所に向いたのに、結果的に高額なレッスン契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気や契約を結ばず、家族や友人にも相談しましょう。不要ならばきっぱりと断りましょう！

●レッスンを受ければ、すぐに仕事につながるわけではありません。

タレントになれると言われてレッスンをしたのに、「期待したような仕事が紹介されない。」といった相談も多くみられます。甘い期待や軽い気持ちで契約することは避けましょう。

●同様のトラブルでお困りの方は、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155

【問合せ先】
生活文化局消費生活部取引指導課
電話 03-5388-3074

特定商取引に関する法律第57条第1項に基づく業務の一部停止命令

1 事業者の概要

事業者名	株式会社アイピーシー（以下「当該事業者」という。）
代表者名	代表取締役 小菅 千恵子
本店所在地	東京都杉並区高井戸東三丁目10番9号
事務所	吉祥寺：東京都武蔵野市吉祥寺南町2-3-15 渋谷：東京都渋谷区道玄坂2-16-7 西新宿：東京都渋谷区本町3-22-1
設立	昭和59年5月31日
資本金	1,000万円
業務内容	音楽及び芸能タレントスクールの経営
売上高	約6,400万円（平成27年5月～平成28年4月）（※）
従業員数	10名（契約社員等含む。）

（※）売上高は音楽及び芸能タレントスクールに関わるものである。（当該事業者報告）

2 勧誘行為等の特徴

- （1）アルバイト募集サイトを見て、エキストラのバイトに応募してきた消費者に対し、営業員が登録のために事務所に来るよう告げる。
- （2）事務所でエキストラのバイトへの登録を終えた消費者に対し、営業員が「ちょうど今オーディションをやっている。」として、ショートムービーのオーディションを受けるようにすすめ、オーディションを受験させる。
- （3）オーディションの可否発表等と称して事務所に呼び出した消費者に対し、営業員が突然、有料のタレントスクールのレッスン受講契約（以下「レッスン契約」という。）を勧誘する。この時点に至るまで消費者はレッスン契約の勧誘があるとの説明を一切受けていない。
- （4）レッスン契約の勧誘に際し、営業員が消費者に「半年くらいでレッスン代の元がとれるくらい、仕事を紹介する。」「レッスンを受ければ、動きのあるような仕事でも大丈夫になるので、ただその場にいるだけでいいような通常のエキストラよりも、より高額な仕事を紹介できる。」「レッスン受けている人には優先的に仕事を回します。」などと、レッスンを受ければ仕事が紹介され、確実に収入が得られるかのような嘘を告げる。

3 業務の一部停止命令の内容

平成29年12月22日（命令の日の翌日）から平成30年9月21日までの間（9か月）、特定商取引に関する法律第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引に係る次の行為を停止すること。

- （1）契約の締結について勧誘すること。
- （2）契約の申込みを受けること。
- （3）契約を締結すること。

4 業務の一部停止命令の対象となる主な不適正取引行為

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
<p>アルバイト情報サイト等を通じてエキストラのバイトに応募してきた消費者に対し、レッスン契約の締結について勧誘する目的であるにも関わらず、そのことを告げないまま、電話又はメールにより事務所への来訪を要請し、ショートムービーオーディションを受験するようすすめ、オーディション後、事務所においてオーディションの可否発表等と称して、レッスン契約の勧誘を行うなど、レッスン契約の勧誘に先立って特定負担を伴う取引についての契約を勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていなかった。</p>	<p>第51条の2 勧誘目的等不明示</p>
<p>当該事業者はレッスン契約の締結について勧誘をするに際し、確実に収入が得られる保証がないにもかかわらず、「半年くらいでレッスン代の元がとれるくらい、仕事を紹介する。」、「レッスンを受ければ、動きのあるような仕事でも大丈夫になるので、ただその場にいるだけでいいような通常のエキストラよりも、より高額な仕事を紹介できる。」、「レッスン受けている人には優先的に仕事を回します。」などと、業務提供利益に関する事項について不実のことを告げていた。</p>	<p>第52条第1項第4号 不実告知</p>
<p>当該事業者はレッスン契約について勧誘するためのものであることを告げずに、電話又はメールにより誘引した消費者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所である事務所において、レッスン契約の締結について勧誘を行っていた。</p>	<p>第52条第3項 公衆の出入りする場所 以外の場所での勧誘</p>
<p>当該事業者はレッスン契約を締結するまでに、レッスン契約の概要について記載した書面（業務提供誘引販売取引の概要書面）を消費者に交付していなかった。</p> <p>また、レッスン契約を締結したときに当該事業者が消費者に対して交付していた書面（契約書面）には、役務の種類及び内容に関する事項、提供される役務を利用する業務の提供またはあっせんについての条件に関する事項、契約の解除に関する事項及び割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項が記載されていなかった。</p>	<p>第55条第1項 概要書面不交付 同条第2項 契約書面不備</p>

5 今後の対応

業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して特定商取引に関する法律第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては同法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行う。

(注) 特定商取引に関する法律の表記について

3の「業務の一部停止命令の内容」に記載する「特定商取引に関する法律」は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（改正後の特定商取引に関する法律）であり、その他に記載する「特定商取引に関する法律」は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律である。

事例1

平成28年の秋、消費者甲は、仕事情報サイトを通じ、当該事業者のエキストラバイトに応募したところ、当該事業者から電話でエキストラの面接と登録のため事務所に来るよう言われ、渋谷にある事務所へ行った。

甲が、事務所に着くと、従業員Aと面接をした。面接後、Aから「国際映画祭のショートムービーに出演できるかどうかのオーディションが行われるので、皆でオーディション会場に行くことになる。」などという話をされた。甲は、エキストラの面接と登録だけのつもりだったが、エキストラのバイトと国際映画祭のオーディションは同じようなものだと思い、参加を希望した。この時、オーディションの合格後にレッスンの勧誘があるとは言われなかった。

数日後、甲はオーディションを受けにいき、その数日後に、オーディションの合否を聞きに事務所へ行った。事前に合否発表があると言われていたが、その時にレッスンの話をするなどとは言われていなかった。甲が事務所に着くと、これまでのAではなく当該事業者が募集業務を委託したB(※)から「国際映画祭のショートムービーオーディションは合格です。」と言われ、国際映画祭のショートムービーに出演できることになった。さらに、Bは「国際映画祭のショートムービーの他にも、エキストラやナレーションなどの仕事を私から直接紹介するのでバイト代になる。」「仕事をとってくるためにもレッスンが必要」、「半年くらいでレッスン代の元がとれるくらい、仕事を紹介する。」などと言って甲にレッスンの受講をすすめてきた。その他にもBは、「仕事内容によっては、日給2万円くらいのももある。」「支払のことばかり考えないで。それ以上にプラスになるから安心して。」と言って、支払について安心させるように話してきた。このように、Bから何度も仕事を紹介すると言われたことで、甲はレッスンの契約を決意した。甲はレッスン代の支払後に、Bから渡された申込書兼契約書に必要事項を記入したが、レッスンの概要について記載された書面はもらっていない。この日、甲は事務所を訪れてから、約3時間以上にわたり、Bからレッスンの勧誘をしつこくされたため、とても疲れた。

甲は、Bから仕事を紹介してもらえるものと思っていたため、いつでもBから紹介のあった仕事を出来るようにスケジュールを空けていたが、結局、仕事の紹介はなかった。○月になっても、具体的な話がないので、甲はBに騙されたのだと思い、解約する旨を申し出た。すると、Bから「入学金の〇〇万円は戻ってこないかもしれない。社長に確認する。」と告げられた。その後、Bから再度、「社長に確認したが、辞めても入学金の〇〇万円は戻らない。あなたなら仕事をこれから渡すし、半年で元がとれるんじゃないか。」と言われた。以降も、甲はBとのやりとりを続けたが、解約手続きを申し出ても先延ばしにされたり、話し合いにならなかつたり、別の話にすり替えられたりした。

※募集業務を委託したBとは当該事業者と業務委託契約を結ぶ個人である。

事例 2

平成29年の夏、消費者乙は、アルバイト募集サイトを通じ、当該事業者と業務協力関係にある会社（以下「当該事業者業務協力店」という。）のエキストラバイトに応募したところ、電話でエキストラの登録のため事務所に来るよう言われたため、渋谷区道玄坂にある事務所へ行った。

事務所に着くと、当該事業者が募集業務を委託したC（※）が出てきた。乙はエキストラ登録のための書類記入や写真撮影をした後、Cから「ショートムービーの撮影をするオーディションが今度ある。受かる受からないや、初めてとか初めてじゃないとか関係なしに、とりあえず1回オーディションを受けて見て。」「オーディションに参加し、関係者の目にとまったりすると、普通のエキストラよりギャラ的に割のいい仕事ができることもある。」と言われた。乙は仕事になるならと思い、オーディションに参加することにした。しかし、この時に、乙はCからオーディション合格後に有料のレッスンの案内があるとは言われなかった。もしもこの時に、「オーディションが合格した際には有料のレッスンの案内がある。」ということが事前にCから知らされていたならば、乙はそもそもオーディションに参加しなかった。

数日後、乙はオーディションに参加した。オーディション後、会場にいたスタッフから、「空いている日に可否をお伝えするので、また事務所に来てください。」と言われ、日程を決めた。しかし、この時も、オーディションが合格だった場合は、レッスンの勧誘をしますなどとは言われなかった。

数日後、乙はオーディションの可否を聞きに事務所へ行った。事務所に入ると、乙はCから「オーディションは合格しました。」と言われ、「オーディションに合格したので、ショートムービーに出ることになる。ショートムービーに出るにあたっては基本的な動作を身に付けて欲しい。そのためにレッスンを受けて欲しい。レッスン代は〇〇万〇〇〇〇円になります。」と言われた。乙はレッスン代があまりにも高いので、Cに「バイトをするためにエキストラ登録したのでバイト報酬よりレッスン代が賄えないのであれば、レッスンは嫌です。」「レッスン代はバイト代の天引きか、もしくはレッスン代を上回るたくさんの仕事が紹介されるのであれば、レッスンを契約してもいい。」とレッスン代に見合うだけの仕事が紹介されない限り、レッスンはやらないと言った。するとCは乙に「レッスンを受ければ、動きのあるような仕事でも大丈夫になるので、ただその場にいるだけでいいような通常のエキストラよりも、より高額な仕事を紹介できる。」などと言って、レッスン代については何とかなると説明した。乙は考えるための時間が欲しいと思い、後日再度事務所を訪れる約束をして事務所を後にした。

数日後、乙は事務所を再度訪れた。前回と同様のことをCに言ったところ、Cは「レッスンを受ければ、通常のエキストラよりも、より高額な仕事を紹介できる。」などと言った。乙はこのことで、収入が得られると思い契約することとした。その後、乙はレッスン契約に必要な申込書兼契約書を記載したが、申込書兼契約書以外にレッスンの概要等について記載された書面は渡されていない。乙は事務所を訪れた両日ともに、約1時間にわたり、事務所内でレッスンの勧誘を受けた。

※募集業務を委託したCとは当該事業者と業務委託契約を結ぶ個人である。

事例3

平成29年の夏、消費者丙は、アルバイト募集サイトを通じ、当該事業者業務協力店のエキストラバイトに応募したところ、電話でエキストラの登録のため事務所に来るよう言われたため、渋谷区道玄坂にある事務所へ行った。

丙が事務所に着いて、エキストラ登録に必要な手続を終えると、対応した当該事業者従業員Dから「ちょうど今、新宿のワイドビジョンとかで流れるかもしれないショートムービーのオーディションがあるんですが、オーディションを受けてみませんか。一般の方でも受けられる無料のオーディションです。」といきなり、ショートムービーのオーディションを受けてみないかと勧められた。丙は、無料で受けられて面白そうだと思い、オーディションを受けることにした。

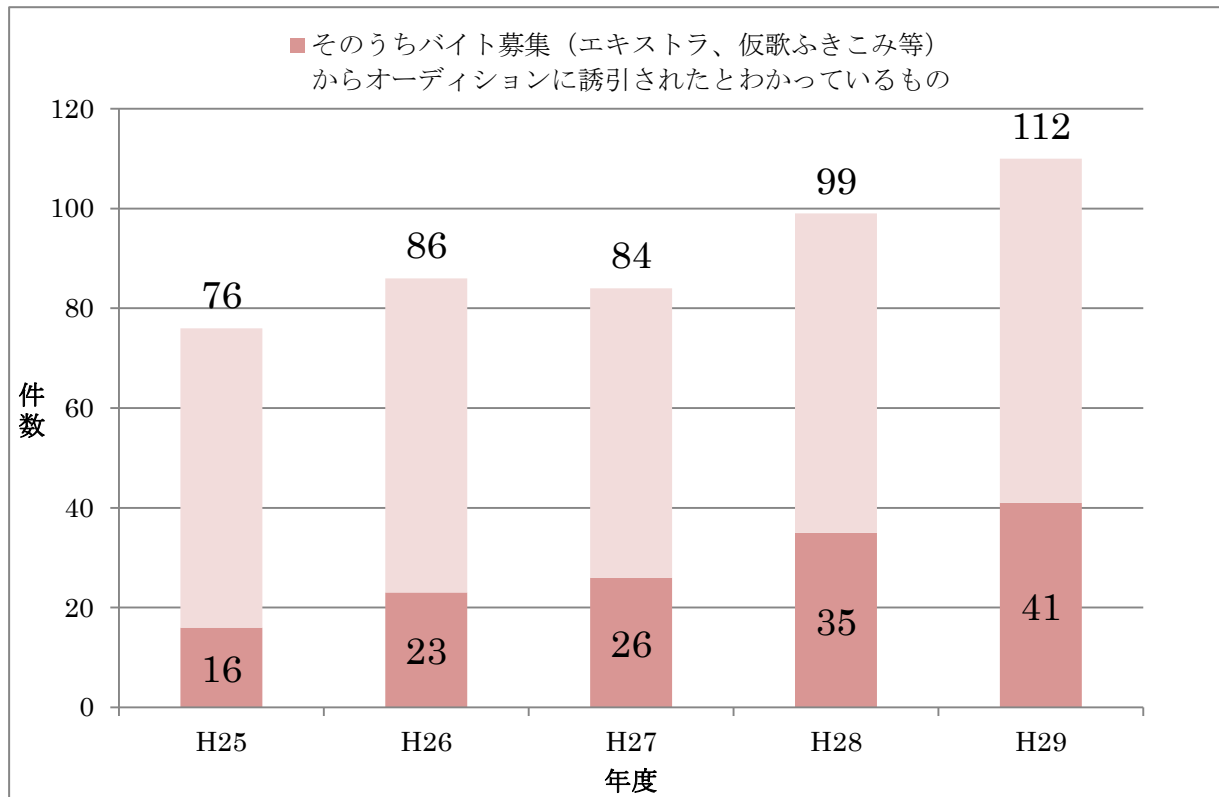
数日後、丙はオーディションに参加した。オーディション後、丙はDから、「最終選考しますので、空いている日に事務所に来て下さい。」と言われ、後日事務所に行くことになった。しかしこの時、最終選考において合格だった場合には、レッスンの勧誘をしますなどとは言われなかった。

丙が最終選考のため、事務所を訪れると、事務所の奥の方から当該事業者従業員Eが出てきた。Eは「どうも。ここからは我々が引き継ぎます。」とあって、当該事業者の社名の入った名刺を丙に差し出した。そして、Eはいきなり「オーディションは合格しました。」と丙に言った。丙は最終選考を受けるつもりで来ていたので、既に合格が決まっていたことに驚いた。その後、Eは「ショートムービーは業界の人に見せる。」「ショートムービーは〇〇〇〇〇〇〇〇〇にも出るようなものだから、ショートムービーに出るからにはちゃんとした演技をやらしてもらわないといけない。なので、それまでの間にレッスンを受けて欲しい。」「レッスン受けている人には優先的に仕事を回します。ショートムービー出演者専用の仕事なんかもありますから。」とレッスン費用として〇〇～〇〇万円が必要と丙に話した。そして、Eは「カード決済だと安くなる。オーナーもカード会社と付き合いがあるから。」と、丙にカード決済を勧めた。丙はEに「レッスン生専用の特別な仕事があるということですので、早めに決済すれば、〇月の前半では結構仕事が入ってくる状態になるんですか。」と聞いたところ、Eは「そうですね。今決済していただけたら、そうなります。」と言った。丙はこのことで、レッスンを受講すれば、仕事を優先的に紹介してもらいながら、様々な技能を身に付けられるのではないかと思い、レッスン契約を結ぶことにした。その際、レッスンの概要等について記載された書面は渡されていない。この日、丙は事務所を訪れてから約2時間にわたり、レッスン契約について勧誘を受けた。

契約後、丙は仕事の紹介がくることを待ったが何の連絡もなかった。

タレント・モデル契約、レッスン契約に関連した消費者の方への情報提供

①都内におけるオーディションを契機とするタレント・モデル教室に関する相談件数の推移



(注) 平成 29 年度の件数は平成 29 年 12 月 20 現在の速報値である。

②都の注意情報

No	件名/URL	情報提供日
1	エキストラのバイトをするはずが、高額なレッスン契約をする羽目に！ http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/160712.html	平成 28 年 7 月 12 日
2	街でモデルにスカウトされたのは、脱毛の契約が目的？ http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/160616.html	平成 28 年 6 月 16 日
3	モデル、歌手、声優、..夢を叶えるのは甘くありません！ http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20150701.html	平成 27 年 7 月 1 日

③消費者庁の注意情報（平成 29 年 4 月 27 日）

タレント・モデル契約のトラブルに注意！！（以下は消費者庁ウェブサイトへのリンクです。）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_170427_0001.pdf